

藤枝市「クーリングシェルター（涼みどころ）」の指定等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による市民の健康に係る被害の発生を防止するため、市民が涼しく過ごせる市内の施設を「クーリングシェルター（涼みどころ）」として指定すること等に関して、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「クーリングシェルター（涼みどころ）」とは、法第21条第1項の規定により市が指定する指定暑熱避難施設又はこれに類する市民等が涼しく過ごせる施設をいう。

(指定にかかる基準)

第3条 クーリングシェルター（涼みどころ）の指定を受けることができる施設は、法第21条第1項各号に定めるもののほか次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) クーリングシェルターの利用を営利目的とした施設でないこと。
- (2) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (3) その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(指定申請)

第4条 クーリングシェルター（涼みどころ）の指定を受けようとする施設を管理する者は、藤枝市「クーリングシェルター（涼みどころ）」指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設をクーリングシェルター（涼みどころ）として指定し、当該申請を行った者に対して、藤枝市「クーリングシェルター（涼みどころ）」指定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた施設は、市から配布されるクーリングシェルター（涼みどころ）に関するのぼり旗等を、施設入口と休憩箇所の見やすい位置に設置するものとする。

(登録簿)

第6条 市長は、前条第1項の規定による指定を行った又は市の管理する施設をクーリングシェルター（涼みどころ）に指定したときは、当該指定した施設に

係る事項を登録簿に記載するものとする。

（指定解除申請）

第7条 第5条第1項の規定による指定を受けた施設を管理する者は、指定を受けた施設を解除しようとする場合は、藤枝市「クーリングシェルター（涼みどころ）」指定解除申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（指定の取り消し）

第8条 市長は、前条並びに法第22条第1項及び第2項の規定により、第5条第1項の規定による指定を取り消したときは、指定の取り消しを受けた施設の管理者に対して、藤枝市「クーリングシェルター（涼みどころ）」指定取消通知書（第4号様式）を交付し、第6条に規定する登録簿から当該指定を取り消した施設を削除するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月28日から施行する。